

一般競技規則ブルテン № 2024-01

2024年8月9日

富士スピードウェイ株式会社

エントラント及び関係者 各位

車両・エンジンの変更について

2024 富士スピードウェイ一般競技規則 第 13 条 6. について、以下のとおり変更する。

第 13 条 車両・エンジンの変更

6. 公式車両検査が終了したのちのエンジン交換は、競技会事務局に申請し、技術委員長承認を得るものとする。再車検手数料を必要とし、あらためて車両検査を受けなければならない。

↓

6. 公式車両検査が終了したのちのエンジン交換は、公式予選終了後 30 分以内に競技会事務局に申請し、技術委員長、競技長を通じて競技会審査委員会の承認を得るものとする。再車検手数料を必要とし、あらためて車両検査を受けなければならない。なお、エンジン交換が認められた場合には、競技会審査委員会によりペナルティが課せられる場合がある。

以上